

放送政策に関する調査研究会 (第1回会合) 議事概要

1 日時 平成24年11月21日(水) 13:00~14:25

2 場所 中央合同庁舎第2号館8階 総務省第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

大久保 直樹、大谷 和子、小塚 莊一郎、曾我部 真裕、新美 育文、
長谷部 恭男(座長)、山下 東子、山本 隆司

(2) 総務省

藤末総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原事務次官、福岡官房総括審議官、
吉崎情報流通行政局長、南官房審議官、吉田総務課長、秋本放送政策課長、
野崎放送技術課長、長塩地上放送課長、小笠原衛星・地域放送課長、
竹村コンテンツ振興課長、島村国際放送推進室長、岡本放送政策課企画官

4 議題

(1) 藤末総務副大臣あいさつ

(2) 構成員の紹介

(3) 開催要綱(案)について

(4) 議事の公開及び議事概要の取扱い

(5) 座長の選任

(6) 議事

- ・平成19年放送法改正について
- ・今後の進め方
- ・自由討論
- ・その他

(7) 森田総務大臣政務官あいさつ

5 議事概要

(1) 藤末総務副大臣あいさつ

放送については、デジタル化が今年の3月に終わり、大きく3つの問題があると思っております。1つはグローバル化への対応ということで、放送をいかにグローバル化に対応させるかということ、2つ目がイノベーションへの対応ということで、放送におけるイノベーションをどう進めるか。そして3つ目が、そのグローバル化とイノベーションをどう支えるかという、制度の問題、ということでございます。

今回は放送に関する検討会を3つ作らせていただいております、1つ目が、放送をいかに海外に発信するかという検討会。そして2つ目が、スマートテレビや4K8Kといわれる高精細化のイノベーションに関わる検討会。そして今日の本研究会が、平成19年に改正されました放送法の5年後の見直しに向けての検討を行っていただく検討会でございます。

それぞれのこの3つの検討会で議論を深めていただきまして、新しい世代、デジタル後の放送の新しい制度の枠組みを、議論していただきたいと思っておりますので、ぜひとも皆様のお知恵とお力をお借りしたいと思っております。

(2) 構成員の紹介

(3) 開催要綱(案)について

事務局提案の『「放送政策に関する調査研究会」開催要綱(案)』(資料1-1)について了承

(4) 議事の公開及び議事概要の取扱い

事務局提案の『「放送政策に関する調査研究会」議事の公開について(案)』(資料1-2)について了承

(5) 座長の選任

長谷部構成員を座長に選任

(6) 議事

○ 説明内容

『平成19年放送法改正について』(資料1-3)及び『放送政策に関する調査研究会 今後の進め方(案)』(資料1-4)に基づき事務局から説明。

○ 自由討論

【小塚構成員】 放送は、自由な民主主義社会の核心であり、放送における自由は非常に大切なことです。ただし放送事業者は、NHKも含めて事業者ですので、商法、会社法上の企業に対する規律がどう働くのかは常に考える必要があります。その上で放送事業者の独りよがりでない、視聴者の期待にそった放送サービスの提供のためにどうしたら良いか、例えば、広い意味での市場の力をどう組み込むか、あるいは自主自律による規律をどう制度化するかが重要ではないかというのが、私の基本的な考え方です。

国際放送については、市場を通じたコンテンツの国際展開と、国際放送としての展開の関係をどう考えるのか、役割分担の整理について慎重に考える必要があると思っております。

認定放送持株会社については、当初考えていた形態で使われていないという実態は私も把握していました。資本の市場につながる話でもあり、そちらからの圧力のようなものをどう考えていくのか。そのような現状を踏まえて放送事業者の経営問題に機動的に対処する一方で、公共的な性質としての放送サービスを切れ目なく提供するための使いやすい制度になっているのかということを検証する必要があると思っております。

【山下構成員】 国際放送の視聴率、あるいは「視聴質」とでもいうような、日本発信の外国人向けのテレビ放送、ラジオ放送をどのような人がどのような視聴をしているかが分かる指標、又は研究報告や比較はないでしょうか。他の国との比較により我が国の特徴を知りたいと思います。

認定放送持株会社については、現在の利用実態の説明をいただきましたが、認定放送持株会社の設立に至らなかった事例、つまり作ろうとしたが何らかの事情で作れなかった事例はないでしょうか。これから制度の再検討を考えるために知りたいと思います。

【大谷構成員】 認定放送持株会社の活用メリットは、経営資源の効率化、資金調達を容易にすることにあると記憶していましたが、付随的なメリットも複数あったことを再確認しました。今後のヒアリングの際には、他の分野との連携や競合、新規事業へのチャレンジの面で、持株会社化にどのような効果があったのか、また、メリットを想定して持株会社化を検討したにも関わらず、上手く行かなかった例も含めて、事例等を紹介してもらえればありがたいと思います。

また、制度の活用により競争力が強化されたか否か、事業者の自己評価を伺えばとも思います。なお、構成員の中で競争力の伸び等の客観的な指標等を御存知の方がいらっしゃれば教えて欲しいです。今後の議論を進める上での手がかりになると思います。

国際放送については、視聴できる国や視聴可能者数が増えている一方で、十分に浸透していないよだとの説明がありました。資料によると、各国の放送は非常に多言語である一方、我が国は日本語と英語に言語が限られているために視聴が増えていないのではとも思えます。そのような指摘、データ等はないでしょうか。

【新美構成員】 諸外国比較の資料にある、国際放送に係る政府交付金について伺います。そこでは、単に額だけが記載されていますが、交付金に含まれるものの内容が国別に異なると思いますので、その辺を明らかにしていただけたらと存じます。英国では、タックスの形で徴収したものを政府からBBCに回すので、外観上交付金が大きく見えている可能性があるのではないのでしょうか。ドイツについても、これだけの規模の事業が交付金と広告料のみで賄われているのは何故なのか、気になります。より詳細な資料調査をお願いしたいと思います。

認定放送持株会社については、制度導入の成功事例、失敗事例と並んで、導入時のメリットとして想定したものが実現できたのかを知りたいと思います。例えば、通信事業者やローカル局との連携へのアプローチについて、是非お話を聞きたいと思います。

【長谷部座長】 英国の受信許可料の制度の概要を含め、各国の国際放送についてもう少し詳しく知りたいという要望なので、事務局において、できる範囲での調査をお願いします。

【曾我部構成員】 国際放送について、ネットの普及により、各国の外交政策に対して民意が及ぼす影響が大きくなっていると思いますが、その民意は必ずしも日本の実情をよく知った上で形成されているとは限らないため、やはり日本について知ってもらうのは

非常に重要であり、その手段としての国際放送も非常に重要だと思います。既に努力をしてきていることは理解していますが、更にワンステージ上がるための工夫を考える必要があると思います。

特に国際放送を担当しているのは、NHKという自律的な事業者ですので、政府がどのような枠組を用意できるのかが課題だと思います。今回、並行して設けられた他の検討会（放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会）との整理についての指摘もありましたが、その点は、当研究会では現在の国際放送としてのNHKワールドTVの検討、他の検討会では民間放送事業者が商業ベースで展開するコンテンツ流通の検討という役割分担、切り分けになるのではないのでしょうか。

他国の国際放送の実情、制度については聞きかじり程度の知識しかありませんが、英国やフランス、特にBBCなどは自国の文化の紹介よりも、紛争地で中立的な放送、情報源として使われることを意識して放送している面が強い気がします。これに対してNHKワールドTVは、むしろ日本の文化の発信を主眼にしている点で、元々与えられた役割、性格が諸外国の国際放送と異なるのではないのでしょうか。その点、資料1-3の2-14の表のように並べてしまうと、その違い等が捨象されてしまう気がします。国際放送を考える際には、商業ベースの海外へのコンテンツ普及の話と、国としての制度の枠組で実施するものとの役割分担、ミッションの違いの明確化が重要と考えます。

認定放送持株会社については、基本的には放送の多元性、多様性、地域性という放送法の根本的な原則への適合を一義に考えながら、他方で制度改革については現実的な様々な問題があるように聞いており、大変難しい問題と考えています。

【大久保構成員】 認定放送持株会社制度について、当初考えていた趣旨とは違う使い方がされている状況を踏まえ、その理由や制度的な手当ての必要性について、今後ヒアリングの中で伺いたいと思います。

国際放送については、一視聴者の視点で考えると、BBCは放送だけでなくホームページやポッドキャストなど色々なサービスを総体化してブランド構築を行っており、その中の一つとして外国人向けの国際放送があるように思えます。NHKワールドTVも単体ではなく、NHKによる対外情報発信全体の中でどのような位置付けになるのかというところに興味があります。

【山本構成員】 国際放送については、日本の制度が国際的に他国と比べてどこに特徴があるのか、あるいは今後どのようなところを考える必要があるのかを検討するため、資料1-3の2-14の表を更に細かく分析し、課題を抽出する必要があると思います。また2-15の表で、英国、フランス等については、自国の国際放送に関しての自国における認知度等の統計が掲載されていますが、同様の調査を日本で行うとしたら、どのような結果になるのか興味があります。つまり、国際放送のあり方については、日本でどのような場でどのような手続を経て議論するかを併せて考える必要があると思います。

認定持株会社制度については、情報の多様性、多元性を守る必要がある一方で、このような制度がなければ、むしろ多様性、多元性の確保が困難となるという背景があって導入されたのだらうと思います。しかし、現実には当初イメージのように活用されてい

ないという実態があるようなので、どこにその原因があるのか、制度や実態を検証し、問題を特定する必要があると思います。

【長谷部座長】 本研究会では、まずは国際放送と認定放送持株会社、この2つの課題を掲げていますが、必要に応じてその他の事項についても議論していくということで、良いでしょうか（「異議なし」の声あり）。分かりました。また、来年6月日途の取りまとめを予定していますが、その点もある程度柔軟に対応して良いということのようですので、もう少し長くご議論をいただくこともあると思います。よろしくお願いします。

【藤末副大臣】 法律ができた平成19年当時、私は通信・放送分野に関する見直しチームに入っており、とにかく海外への情報発信はやりたいということをやっと言い続けていました。あれから5年が経過し、大分状況が変わったという感じがしています。グローバル化という話とともに様々な国が情報を積極的に発信し始めており、あの頃あった我が国の優位性が少し減退しているように思います。また、産業面では、テレビ等のセット産業がどんどん劣位に立っているとの危機感があります。そのようなことも大きな論点として、制度的な観点から考えることができればと、本日皆さんの議論を伺いながら思いました。

(7) 森田総務大臣政務官あいさつ

本研究会が取り扱う課題は、非常に重要なテーマであり、肅々かつ大胆に議論することが必要です。国際放送の重要性は日本の事情を発信するという広い観点から考えるべきものですが、例えば地上デジタル放送日本方式の展開、普及ということで海外へ行くと、必ずソフトコンテンツの話も出てきます。こうした直接的な観点からも、その重要性を感じています。

最近、海外の国際放送のニュースを見て、各国のプレゼンの仕方を勉強することが多くなってきたのですが、短時間でその国の問題や主張というものを効果的に展開されていると思います。また、BBCはサイマルキャストを非常に上手に使ってしまして、ラジオだけでなく、テレビ（映像）でも配信しているようです。アルジャジーラも同様です。せっかく、地デジ日本方式はポルトガル語圏やスペイン語圏で非常に強いわけですから、NHKワールドがそういった国々に普及すれば、さらなる展開に資するものとなるだろうと思うところです。

放送には表現の自由、健全性、中立性などが求められますが、そのためには健全な経営が必要です。その健全な経営を確保するためにも、放送に関する技術の進歩や人口構成の変化なども踏まえ、10年後を見据えて、今、認定放送持株会社制度をはじめとする将来の放送政策について、大胆かつ存分に議論していただきたいと思います。